

調理師試験の実施に関する事務の委任について（公示）

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 19 日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 指定試験機関の名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 指定試験機関の主たる事務所及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋人形町 1 - 4 - 1 内山ビル 2 F
- 3 行わせることとした試験事務の範囲
試験事務の全部
- 4 試験事務を行わせることとした年月日
令和 8 年 4 月 1 日